

神奈川県青少年保護育成条例施行規則の一部改正(案)に関する提出意見及び県の考え方

意見提出件数 93 件  
意見提出者数 65 名

意見区分

反映区分

1	改正(案)が規制範囲の拡大にあたるとする意見	30
2	改正部分に係る用語の定義及び範囲についての意見	13
3	改正部分以外の規定についての意見	19
4	有害図書制度全般についての意見	23
5	改正スケジュール、意見反映手続きの手法について	3
6	その他(質問等)	5

A	規則改正案に反映するもの	0
B	御意見の趣旨がすでに規定に反映されているもの	1
C	今後の取組の参考とするもの	2
D	規則改正案に反映できないもの	82
E	その他(質問等)	8

整理番号	意見区分	主な意見	件数	反映区分	県の考え方
1	1	改定理由として「平成29年刑法改正により、従来の「強姦」罪が「強制性交」罪になるなどした社会的変化を踏まえ、このたび、規則について一部の表現の整理を行い」としているが、規則改正(案)の改正内容は刑法改正にとどまらない規制範囲の拡大をしている。	30	D	今回の規則改正では、刑法においてこれまで男性から女性に対する犯罪であった「強姦」罪が、性別を問わず、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交、口腔性交をした者に対する「強制性交等」罪に改正されたことなどの変化を受けて、規則第3条内の表記について性別を問わない表現に整理しなおすこととしました。 これにより同条第1項第1号中「男女間又は同性間の」を「人同士の」と改めるとともに、同条第1項第2号ウ「同性間の行為」を削除したうえで、従来ここに含まれていた「(同性間の)性器の接触行為」を同号アに位置づけ直したもので、対象範囲自体を特段変更しようとするものではありません。
2	2	改正(案)にいう「人同士」とは何を指すのかわかりづらい。(第3条第1項第1号ウ)	4	D	今回の規則改正では、規則第3条内の表記について性別を問わない表現に改めることとし、同条第1項第1号「男女間又は同性間」を「人同士」という性別を問わない表記に改めたもので、人形などの人の形をしたものに対象を拡大するものではありません。 なお、規則第3条第1項第1号の規定は「全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態」であり、かつ「ア〜カのいずれかに該当するもの」を対象とする趣旨であって、ア〜カに該当するものを卑わいなものであると定めた条項ではありません。
3	2	全裸、半裸又はこれらに近い状態であっても人同士の愛ぶの姿態が必ずしも「卑わい」であるとは限らない。(第3条第1項第1号ウ)	2	D	規則第3条第1号の規定では「全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態」であり、かつ「ア〜カのいずれかに該当するもの」を対象とする趣旨であって、ア〜カに該当するものを卑わいなものと定めた条項ではありません。 卑わいではない愛ぶの姿態は本条項に該当しないものといえます。
4	6	「性器の接触行為」をあえて追加する理由について、どのようなシチュエーションを想定されているのか。追加することにより何がかわるのか。(第3条第1項第2号ア)	3	E	今回の規則改正では、刑法においてこれまで男性から女性に対する犯罪であった「強姦」罪が、性別を問わず、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交、口腔性交をした者に対する「強制性交等」罪に改正されたことなどの変化を受けて、規則第3条内の表記について性別を問わない表現に改めることとし、これまで規則第3条第1項第2号ウとして規定していた「同性間の行為」を削除するとともに、ここに含まれていた同性間の性器の接触行為を同号アに位置づけ直したものであり、その対象範囲自体を特段変更しようとするものではありません。
5	2	性器の接触は必ずしも性交に関わらずともあり得るのに、それを新たに条例に含めることは軽率である。(第3条第1項第2号ア)	2	D	規則第3条第1項第2号の規定は「性交又はこれに類する性行為」であり、かつ「ア〜ウのいずれかに該当するもの」を対象とする趣旨であって、お問合せの事例のような性行為ではない性器の接触については同号に該当するものではありません。 なお、当該文言は規則第3条内の表現を性別を問わない表現に整理するため、同条第1項第2号の「同性間の行為」を削除することに伴いここに含まれていた同性間の性器の接触行為を同号アに位置づけ直したものであり、その対象範囲自体を特段変更しようとするものではありません。
6	2	強制性交「等」の「等」は不要である。(該当する性犯罪をすべて網羅する記述とすべき) 刑法が改正されたからといって規則を改正する必要はない。(第3条第1項第2号イ)	5	D	刑法においてこれまで男性から女性に対する犯罪であった「強姦」罪が、性別を問わず、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交、口腔性交をした者に対する「強制性交等」罪に改正されたことなどを受け、「強制性交等」の中には、通常男女間の行為を指す「性交」以外に、肛門性交や口腔性交を含むことになります。 これに合わせ、規則第3条内の表記について性別を問わない表現に改めることとし、これまで規則第3条第2号ウとして規定していた「同性間の行為」を削除するとともに、ここに含まれていた「(同性間の)性器の接触行為」を同号アに位置づけ直したものであり、その対象範囲自体を特段変更しようとするものではありません。

1	改正（案）が規制範囲の拡大にあたるという意見
2	改正部分に係る用語の定義及び範囲についての意見
3	改正部分以外の規定についての意見
4	有害図書制度全般についての意見
5	改正スケジュール、意見反映手続きの手法について
6	その他（質問等）

30	A	規則改正案に反映するもの	0
13	B	御意見の趣旨がすでに規定に反映されているもの	1
19	C	今後の取組の参考とするもの	2
23	D	規則改正案に反映できないもの	82
3	E	その他（質問等）	8
5			

整理番号	意見区分	主な意見	件数	反映区分	県の考え方
7	4	有害図書指定制度全般について（憲法違反である、表現物への差別である、表現の自由を阻害する、憲法で禁止された検閲に該当する）	9	D	神奈川県青少年保護育成条例に定める有害図書類に係る規制については、青少年に有害な影響を及ぼすおそれのある図書類を有害図書類として指定し、これらの図書類を青少年が入手したり視聴したりすることがないよう、青少年への販売等を規制したり、青少年の目に容易に触れたりしないよう区分して陳列することを求めるもので、表現や出版自体を制限するものではありません。 これらは青少年の健全な育成を目的とした措置として必要なものであり、表現物に対する不当な差別にはあたらないと考えます。（表現の自由を不当に侵害しているものとは考えておりません。）
8	4	有害図書制度全般について性描写を人の目から排除したからといって、人が健全に育つわけではない。（科学的根拠がない）	14	D	神奈川県青少年保護育成条例に定める有害図書類を、無制限に青少年に閲覧させることについては、一般に思慮分別の未熟な青少年の性に関する価値観に悪い影響を及ぼし、性的な逸脱行為や残虐な行為を容認する風潮の助長や、青少年の健全な育成を阻害する有害環境につながるものと考えています。
9	6	「陰部を覆い」の定義について 例えば以下のものは該当するかの。 ①ズボンや下着などで陰部を覆っている ②表現の中で湯煙や吹き出し文字などで覆われている ③表現の中で自分自身の手や他人の体などで陰部が隠れて表現されている	1	E	規則第3条に定めるものとは、お尋ねの例示のような「ズボンや下着などで陰部を覆っている」「表現の中で湯煙や吹き出し文字などで覆われている」「表現の中で自分自身の手や他人の体などで陰部が隠れて表現されている」場合など、その手段は問わず陰部が隠れている状態であっても、同条第1号若しくは第2号いずれかにあてはまるものであれば該当することとなります。
10	3	「陰部を覆い」について。手段は問わず陰部が隠れている状態であっても同条第1号、第2号に当てはまる場合には該当すると解するならば、水着着用の男性が衣服を着用した女性と抱きしめあっている場合にも該当することになり、あまりにも定義が広すぎて表現の自由を侵害する。	2	D	規則第3条第1項第1号の規定では「全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態」であり、かつ「ア～カのいずれかに該当するもの」を対象とする趣旨であって、ア～カに該当するものを卑わいなものと定めた条項ではありません。 これらの写真・描写を掲載するページを一定以上含む有害図書類については、区分して陳列するなど、青少年の目に容易に触れさせないための対応を求めるもので、青少年の健全な育成を目的とした措置として必要なものであり、表現の自由を不当に侵害しているものとは考えておりません。
11	3	「性交を連想させる行為」の定義があいまいである。	8	D	性交を連想させる行為とは、単に身体が絡み合っている状態だけでなく、いわゆる性交の体位をしている状態を想定しています。
12	6	今の青少年条例に従うと、病院の待合室の本箱は全部アウトではないか。（成人向けの記事を含む雑誌と絵本が並んでおいてある。）	1	E	病院の待合室の本箱についてのお問合せですが、事例として挙げられた書籍について、これまで有害図書類として指定した事例はなく、特段条例の規定に抵触する状況とは考えておりません。
13	3	「有害」図書という名称について、言葉が強く、徹底排除すべきとの印象を受けるため言い回しを変えるべきである。	2	C	「有害図書」の名称については、青少年の健全な育成を阻害する環境を排除する趣旨で昭和30年の条例制定当初から使用されてきました。 これまで、業界をはじめ関係者のご協力もあり、青少年への販売・閲覧の禁止や、区分陳列等、条例における「有害図書類」に関する施策についてはかなり浸透してきたところであり、現在のところ条例上の名称を変更する予定はありませんが、いただきましたご意見の趣旨については、今後の施策の参考とさせていただきます。
14	3	家庭ですべき教育がされていないことが問題である。性的なものに触れず18歳になって突然「少子化だから子どもを作れ」といっても知識がない。梅毒などの性病や望まない妊娠などの性に関する知識不足による課題がある。家庭内での子どもへの性暴力がそれらを扱った作品に触れて被害者であることに初めて気づくことがあるのではないか。	1	D	たまたま有害図書類を契機として知識を得る可能性がある点については否定できませんが、性に関する必要な知識の習得は、教育現場や自治体等の啓発など、他の手段によって目的を達することができるものと考えます。
15	3	官能小説等も普通に本屋に並んでいる。長い物語の一部に、性的なもの、暴力的な場面がある場合、物語全体を読めばそのシーンの必要性がわかりますが、問題の部分だけ切り取って判断することはいかがか。今一度考え直すべきではないか。	1	B	小説等の文字により表現される図書については、神奈川県青少年保護育成条例では、その内容について個別に判断することになり、これを有害図書類として指定する際は、知事は有識者等からなる神奈川県児童福祉審議会の意見を聴かなければならないこととし、その必要性等を慎重に判断されることとなっています。

1	改正（案）が規制範囲の拡大にあたるとする意見
2	改正部分に係る用語の定義及び範囲についての意見
3	改正部分以外の規定についての意見
4	有害図書制度全般についての意見
5	改正スケジュール、意見反映手続きの手法について
6	その他（質問等）

30	A	規則改正案に反映するもの	0
13	B	御意見の趣旨がすでに規定に反映されているもの	1
19	C	今後の取組の参考とするもの	2
23	D	規則改正案に反映できないもの	82
3	E	その他（質問等）	8
5			

整理番号	意見区分	主な意見	件数	反映区分	県の考え方
16	5	意見募集の締切が7月14日だが、改正公布及び意見募集結果の公表予定が9月頃である。スケジュールありきで前のめりな感覚を否めない。	1	E	規則改正に関して、意見募集結果の公表と規則公布のスケジュールについてのお尋ねですが、今後の予定については、事務手続上要する改正交付までの最短でのスケジュールをご案内しています。 これはあくまで予定時期を目安としてお示ししたもので、例えば、意見募集の結果、内容の大幅な修正があり作業時間を要する場合にはその予定時期が遅くなることも想定されます。
17	5	友人を經由して今回の事態を知った。全く目につかないところでこうして改正が進んでいることを知った。こうした重要なことは大々的に掲載すべきである。	1	E	県では条例及び規則改正については、県民意見反映手続き（パブリックコメント）をはじめ、所定の手続き及び手順を踏んで事務を進めておりますので、今回の改正案についても、所定の手続きを経て意見募集を実施いたしました。これまで全く目につかなかったとの御意見につきましては真摯に受け止め、引き続き県民の皆様からの県政への関心や御理解をいただくよう努めてまいります。
18	3	本規則改正案は、「実際に被害者が存在しないフィクションについても規制を行う」と読み取れ、憲法第21条に反する。フィクションについて規制することに学術的な正当性はなく、「実際に被害者が存在し、被害者自身が被害を訴える内容ではないものに限る」という文章を追加すべきである。	3	D	本規定は、直接視覚に訴える影響の大きい写真、絵について、それを目にする青少年の性に関する価値観に悪い影響を及ぼすような内容を一定以上含むものを有害図書類として指定し、これらの図書類を青少年が入手したり視聴したりすることのないよう、青少年への販売等を規制したり、青少年の目に容易に触れたりしないよう区分して陳列することを求めるもので、表現や出版自体を制限するものではなく、また被写体となった対象者の保護を目的とするものではありません。
19	5	意見募集の手続きについて、結果及び回答について、理由ごとに細かく分類し、意見を反映できない場合はその客観的理由を詳細に回答すべきである。	1	E	県民意見反映手続（パブリックコメント）に関する所定の手続きに従って対応いたします。
20	3	性行為を「有害」「神聖なもの」として個人の手から取り上げるような扱いを改めること。	1	D	神奈川県青少年保護育成条例に定める有害図書類を、無制限に青少年に閲覧させることについては、一般に思慮分別の未熟な青少年の性に関する価値観に悪い影響を及ぼし、性的な逸脱行為や残虐な行為を容認する風潮の助長や、青少年の健全な育成を阻害する有害環境につながるものと考えています。
21	3	性を卑わいとみなし穢れとして扱う思想は個人の生命を危険にさらすため規則第3条は全面的に削除すべきである。	1	D	規則第3条は、写真及び描写した絵について、直接視覚に訴える影響の大きさを考慮し、同条に規定する写真・描写を掲載するページを一定以上含む図書類を有害図書類として、区分して陳列するなど、青少年の目に容易に触れさせないための対応を求めるもので、必ずしも性行為自体を卑わいなものとして排除しようとするものではありません。